

「事業引継ぎガイドライン」の改訂について

令和元年 11 月

財務課

1. 目的

平成 27 年 3 月に策定した「事業引継ぎガイドライン」を改訂し、

- ① MA の経験・知見の乏しい事業者が M&A 専門業者等のサービスを受ける際、当該サービスの内容、特色に加え、妥当性を客観的に評価できる指標を明記
- ② 金融機関や士業等専門家といった支援機関が第三者事業承継で果たすべき具体的な役割のマニュアル化
- ③ IT 活用型プラットフォーマーを活用した第三者承継の利用拡大に向けた基本的事項を明記

した、実践的かつ実効的なガイドラインとする。

なお、本ガイドラインの改訂は令和元年6月に閣議決定された成長戦略にも明記されている。

2. 改訂の主な内容

- ① M&A の知見・経験のない後継者不在事業者、譲受けを希望する事業者の手引きとなるような中小・小規模 M&A に特化した内容、留意すべき点を事業者の視点に立った記載に改訂
- ② 民間 M&A 専門業者のビジネスモデルの説明(FA や仲介の違い等)、それぞれの標準的な業務内容・適正水準(契約内容、料金体系等)を提示し、事業者や支援機関が M&A 専門業者を活用する際に参照すべきチェック項目を提示
- ③ 金融機関、商工団体、士業(税理士、弁護士、公認会計士等)における事業承継支援の具体的役割、支援に当たり留意すべき点を追記、改訂
- ④ IT プラットフォームを用いたマッチングサービスの内容、プラットフォーマーが適切な業務遂行に当たり留意すべき点を追記
- ⑤ 経営資源引継ぎの促進に係る取組についての記載を追記

3. スケジュールについて

第1回の事業引継ぎガイドライン改訂検討委員会を11月7日(木)15時～17時で開催。

その後月一回のペースで検討委員会の開催を予定し、来年3月にガイドライン改訂版をとりまとめ・公表予定。

(参考)

「成長戦略」(令和元年 6 月 21 日閣議決定)

本年度中を目途に「事業引継ぎガイドライン」(平成 27 年 3 月中小企業向け事業引継ぎ検討会策定)を見直し、より実践的な内容とするとともに、経営資源引継ぎに関する内容を追加する。